

## 2. 社会教育行政の役割

教育基本法第12条や社会教育法第3条では、国及び地方公共団体の任務として、社会教育の奨励及び振興に向け社会教育施設の設置・運営や学習機会の提供等により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないと規定しています。

このことから、社会教育行政の役割として求められることは、まず、地域住民の自主的な社会教育活動が円滑に行われるよう支援し、教育環境を整備することを通して、地域住民や社会のニーズに応じた様々な学習機会を提供することです。

地域住民や社会のニーズは、時代に応じて変化していきます。そこで、社会教育行政は、それに応じて臨機応変に対応していくことが求められます。

また、地域住民に対して広域な範囲を受け持つ県と、直接的に行政サービスを行う市町村では、具体的な役割は異なってきます。

### 1. 県の役割（社会教育法第6条）

県内全域の社会教育活動が活発になるよう、教育環境を整備するとともに、学習活動全般を奨励することが求められます。

また、社会教育に関する県域の調査を実施して、その結果を市町村に返したり、全国的な動向を把握して、その情報を市町村へ発信したりする役割があります。

#### 【具体的な役割】

- 広域的な利用を想定した博物館、図書館等の社会教育施設の設置・管理
- 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置・運営、講習会の開催等
- 市町村の公民館、図書館の設置・管理に関する必要な指導・調査
- 市町村教育委員会との連絡 など

### 2. 市町村の役割（社会教育法第5条）

地域の社会教育活動が活性化し、多くの住民の参加が実現するよう努めることが求められます。地域住民や社会のニーズに応じた学習機会を提供したり、社会教育活動への参加を促進することによって、住民同士の関係が深まり、それが「住みやすい地域づくり」や「絆づくり」につながるといった、多くの成果が期待されます。

#### 【具体的な役割】

- 公民館、図書館等の社会教育施設の設置・管理
- 講座の開設や各種集会の開催や奨励
- 青少年のための社会奉仕体験活動、自然体験活動の機会の提供と奨励
- 家庭教育に関する学習機会の提供
- 地域学校協働活動の普及啓発や体制整備 など

